

# 鉱業等に係る土地利用の調整

我が国は、狭い国土に多くの人口を擁しており、多くの産業が相接して行われ、また、全国各地に市街地、水源地、公園、温泉地等が存在しています。

特に鉱業の場合は、鉱業権が通常他人の土地に重複して設定され、その稼行の場所が地理的に限定されることもある。鉱業と一般公益又は農業、林業若しくはその他の産業との土地利用の調整が重要です。

また、土地収用法に基づく事業の認定又は収用委員会の裁決についての審査請求があつた場合に、国土交通大臣の裁決には慎重な手続が必要です。

公害等調整委員会では、このような土地利用の調整に関して、鉱区禁止地域の指定、鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定、土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会に対する回答を行っています。

## 鉱区禁止地域の指定

鉱物の掘採及び取得は、一定の土地の区域である鉱区に鉱業権を設定して行う必要があります。

しかし、鉱業以外の公共の福祉の保護が特に重要な区域では、あらかじめ鉱区の設定を禁止することができるようになっています。

これまで、黒部第四ダム（ダム及び貯水池・水源の保全）、石見銀山遺跡、金閣寺地区（歴史的風土の保全及び風致・景観の保護）、道後温泉（温泉源の保護）、青函トンネル（トンネルの保全）など、全国で244地域（令和4年3月31日現在）が指定されています。鉱区禁止地域の総面積は、682,820ヘクタールとなっています。

### 鉱区禁止地域の指定箇所数

主な指定の理由	地域数
ダム及び貯水池・水源の保全	163
温泉源の保護	32
風致・景観の保護	22
農業用水施設の保全	9
歴史的風土の保全	7
トンネルの保全	4
その他の保全	7
令和4年3月31日現在	244

## 鉱区禁止地域指定手続の流れ

関係大臣、都道府県知事

鉱区禁止地域の指定請求

公害等調整委員会

受付

指定請求の公示

経済産業大臣等に対する意見照会

学識経験者への調査委託

公聴会  
(一般の意見聴取)

審問期日  
(利害関係人の意見聴取)

現地調査等

委員会による指定(拒否)

指定(拒否)の公示

公示後30日

効力発生